

真庭市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下、「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、真庭市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(定義)

第3条 「調整」とは、法第21条に定める教育委員会の権限に属する事務について、法第22条に定める市長の権限に属する事務との調和を図ることをいう。

2 「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行うことをいう。

(所掌業務)

第4条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

(1) 真庭市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議

(2) 真庭市の教育を行うための諸条件の整備その他の市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議

(3) 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(4) 前3号に関する構成員の事務の調整

(会議)

第5条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第6条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があるとみとめるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の場合にあっては、議事録を公表しないことができる。

(調整結果の尊重)

第9条 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、真庭市総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。